

「分権型社会の創造」という大きな目標が掲げられた1996年3月からまもなく16年になる。この間、地方分権一括法の施行、三位一体の改革、わが国の市町村地図を全面的に塗り替えるような大規模な「平成の大合併」の進展、そして地域主権改革をめぐる議論と、国主導の様々な改革の試みがなされると同時に、地方分権をさらに推し進めるための新たな動きや議論も始まっている。とりわけ、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」と、現在に至るまでの地域主権改革に関わる一連の動きは、今後、地方自治体における団体自治のあり方を左右するものとして、けっして看過できないものと思われる。なぜならば、「国対地方」という伝統的な対抗軸に加えて、「都道府県対市町村」という今ひとつの対抗軸が、「事務権限の移譲」という次なる大きな改革課題とともに一段と鮮明になると予想されるからである。

では地方自治体、とくに市町村はこの事務権限の移譲にどのような姿勢をもって臨むことを求められているのであろうか。具体的な交渉相手を想定するならば、とくに都道府県とどのように協議の場を重ね、何を求めていく必要があるのだろうか。そもそも事務権限の移譲という改革は、市町村にとって、具体的には今後の行財政運営や公共サービスの実現にとっていかなる意義や課題をもつものなのだろうか。視点を変えるならば、「自治体をさらに自治体らしく」するには、いかなる事務権限が必要なのか、現状では何が不足しているのか。さらに言えば、ややもすると国・地方の行政間の「官官分権」とも揶揄される地方分権改革の中で、「カヤの外」に置き去りにされがちな住民・市民にとって、どのような意味を有しているのだろうか。言い換えれば、市町村行政は、この権限移譲という課題において、住民にどう向き合うことが必要なのだろうか。

こうした問いはたしかに素朴な問いではある。また都道府県・市町村関係といっても、それが一様ではない以上、市町村によって準備される解は多様かもしれない。しかし、総じて言えば、今後の分権改革の推移と内実は、各市町村が主体的にこれらの問いにどのような解を用意するかによって大きく左右されるものと推量される。というのも、分権改革が一定程度進展した現在にあってもなお、中央集権型の伝統的な国・地方の垂直的關係と、その中で定着した都道府県・市町村の、国・地方関係と同様の垂直的關係は、ともに完全には払拭されてはいないと考えられるからである。逆に言えば、市町村は、事務権限の移譲という改革を契機として、都道府県との役割分担を再度検討し、団体自治の拡充という側面において地方分権改革をさらに前進させようのではないだろうか。

また住民自治の拡充という側面においても、事務権限の移譲をめぐる議論や取り組みが果たす機能は小さくない。住民や市民、また地域の必要に応えるために不可欠な事務権限とはどのようなものか。一方で行政需要を吟味し、他方で、需要に対応すべく都道府県との間で分担されてきた従来の事務権限とそれに要するコスト（人件費を含む）を再検討すること、またその検討結果に関する情報を住民に分かりやすく提供すること。いずれも、事務権限の移譲を検討する過程において軽視してはならない事柄である。これらを総合的に評価するならば、事務権限の移譲をめぐる検討は、住民自治の拡充を促す貴重な機会ともなるのではないだろうか。

八王子市都市政策研究所は、こうした問題意識を基礎にして、およそ2年間にわたって、事務権限の移譲のあり方について基礎的な調査・研究を重ねてきた。本報告書はその成果である。

第1章で具体的に展開されているように、事務権限移譲の意義と課題、また移譲方法をめぐる課題等を整理したうえで、第2章ではケーススタディとして10の事務権限を取りあげ、これに検討・考察を加え、本市への移譲の可能性、そのメリットや課題を探っている。続く第3章、第4章では、地方分権という基本的課題とこれを市民とともに進める必要性を改めて確認しつつ、事務権限の移譲という課題を本市としてどう受け止めるか、これを考える視点や求められる取り組みについて論じている。

本報告書の考察が本市における地方分権改革をさらに前進させる契機となり、団体自治と住民自治、その両面のいっそうの拡充がはかられることを期待する。